

森林整備業務 現場説明書

1 工事名 令和7年度 復旧治山事業 第11号工事

2 工事箇所 下伊那郡 天龍村 所蛇川

3 現場説明・施工条件明示事項

(1) 総則

この工事に当たっては、縦覧中の設計図書、この説明書のほか「森林土木工事共通仕様書（令和8年4月1日適用。以下「共通仕様書」という。）」、「森林土木工事施工管理基準（令和8年4月1日適用）以下「管理基準」という。）」を適用します。

なお、森林整備業務に係る出来形管理基準、検査基準及び森林整備業務写真管理基準については、下記アドレスに掲載してあります。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/dekigata.html>

(2) 特に期限を定める工種・箇所については次のとおりです。

工種・箇所	着手時期	完了時期
なし		

※週休2日工事

本工事は、週単位の週休2日補正を行う工事です。なお「週休2日工事実施要領」に従い取り組んでください。

(参考) 「週休2日工事実施要領」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

(参考) 「週休2日工事に係る経費の補正について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shinrindobokusekisankijun.html>

※熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事です。

(参考) 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/>

(3) 一般関係

ア 参照図書

この工事の設計に当たっては、次の図書を参照しています。

図 書 名	制定年月日 (最終改定年月日)	林務部における 適用年月日	摘 要	発行元等及び 問い合わせ先
治山事業（森林整備）設計標準歩掛	H11.11.1 (R6.9.24)	R6.10.1～		長野県林務部
治山林道必携 積算・施工編 (森林整備保全事業設計積算要領を除く)	令和7年版	R7.10.1～		(一社)日本治山治水 協会等
森林整備保全事業設計積算要領 (平成12年3月31日付け12林野計第138 号林野庁長官通知)	H12.3.31 (令和5年3月24日)	R6.10.1～		林野庁
森林土木事業設計単価表	令和8年度	R8.8.1～		長野県林務部
森林土木事業機械損料単価表	令和7年度	R7.10.1～		長野県林務部
建設機械等損料算定表	令和7年度	R7.10.1～		(一社)日本建設機 械施工協会
治山事業設計指針	H26.4.1 (R7.3.24)	R7.4.1～		長野県林務部

※ 治山事業設計指針につきましては、令和7年4月1日適用で一部改正し長野県HPで公表しています。

掲載URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shinrindobokuseki/sankijun.html>

長野県及び長野県林務部が発行する図書は、県庁行政情報センター及び各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館で閲覧及び有償コピーができます。

本工事箇所に関連する測量、調査設計委託等の報告資料は、契約後に受注者に貸与可能です。

イ コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるよう努めてください。

ウ 構造改善

森林整備現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は森林整備への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮してください。

エ 労働災害の防止

森林整備現場における「繰り返し型災害」の絶滅と、「死亡災害」及び「大型災害」防止のために特段の配慮と注意をしてください。

オ 労災保険・雇用保険の加入について

労災保険(事業種は林業に限る)、雇用保険の加入状況について、下請負業者分も含め、施工計画協議時及びしゅん工検査時に確認します。

カ チェーンソー、刈払機使用に伴う振動障害の予防について

「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」(昭和48年10月18日基発第597

号改正通達)に基づき、チェーンソー、刈払機を使用する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、振動障害の予防に係る健康診断を受診させてください。

なお、受診結果について、確認させていただくことがあります。

キ 個人情報の保護

当該工事の受注者は、当該業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、次の事項を遵守してください。

(ア) 個人情報の漏えいの禁止

当該工事の受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らさないでください。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(イ) 個人情報の目的外使用の禁止

当該工事の受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用目的外の使用を禁止します。また、第三者に提供しないでください。

ク 暴力団

暴力団関係者等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。)から不当要求または工事妨害(以下「不当介入」という)の排除について。

(ア) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出てください。

(イ) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出してください。

(ウ) 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力してください。

(エ) 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行ってください。

~~ケ 現地への作業道は施錠してあるため、現地確認を行う場合は、(例 ○○地域振興局林務課○○係)で鍵を貸与します。なお、鍵を他へ貸出している場合は、希望の日時にできない場合があります。~~

コ ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応の実現を目的にしています。

受注者は、発注者のワンデーレスポンスの取組みに対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど実施可能な範囲で発注者に協力してください。なお、監督員が即日回答できない場合は、回答が必要な期限を発注者と受注者として協議の上、回答期限を設けるなど「現場を待たせない」を念頭

に工事に従事してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/wande-resuponsu.html>

「ウィークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保とワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的としています。「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組を行うとともに、取組内容については施工計画書に記載してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/ui-kuri-sutansu.html>

サ 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付すとともに、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示してください。

シ 工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関の長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。

（４）工程関係

ア 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡・調整を密にして施工してください。

なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告してください。

発注者	工事名	工期又は工事内容等	影響箇所	備考
なし				

イ 本工事において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行ってください。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
なし		

ウ 工事着手前に監督員と協議の上、地権者及び天龍村振興課に施工計画等の説明、打ち合わせをしてください。また、下記のとおり関係機関等との協議が必要です。

なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記録し提出してください。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期	備 考
なし				

エ 長期休工（７日以上）の休工及び年末年始・盆休暇）する場合は、休工する期間、緊急時の連絡先、その間の現場保全方法等について、施工計画書や週間工程表に明示または

メールにより監督員に連絡してください。

オ 官公庁の休日または夜間に、監督員等が把握していない作業を行う場合は事前に理由を付した書面によって監督員等に提出してください。メール等により事前に作業内容等について監督員等に連絡している場合は提出不要です。

カ 猛暑時間の施工回避

現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を監督員と協議のうえ設定してください。

早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合には発注者も協力するため、事前に調整してください。

(5) 契約書（案）関係

ア 第1条（総則）関係

（ア）第3項に規定する特別に定める仮設、工法等は、次のとおりです。

	工種	種別	細別	単位	数量	構 造	図面番号	特記事項
仮 設	なし							
施工方法等	なし							
現場環境改善費 (旧イメージアップ経費)	なし							

（イ）次の設備については、任意仮設とします。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し調査報告書等を基に必要な検討を行い施工してください。施工方法について施工計画書に具体的に記載してください。なお、明示した条件の変更が無い限り設計変更の対象としません。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	特記事項
なし			

イ 第7条（下請負人の通知）関係

（ア）下請契約(部分下請に限る)を結んだ場合は、下請契約締結後すみやかに書面（下請負人通知書）により報告してください。

なお、下請契約を結んだ場合は、専門技術者と同等の資格を有する者を専任で配置するものとし、合わせて報告ください。

※専門技術者と同等の資格

長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱第3第2項及び第3項（別表1・2）に掲げる者。

（イ）再下請は原則として禁止します。再下請をしなければならない特段の事情があるときは、事前に発注者の承諾を得てください。

ウ 第8条（特許権等の使用）関係

特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法の指定は、次のとおりです。

区 分	工 種	種別	細別	単位	数量	構 造	図面番号	特記事項
施工部分	なし							
特許権等の名称	なし							

エ 第10条（現場代理人及び専門技術者）関係

現場代理人は、森林整備業務入札参加資格審査申請時に提出いただいた技術者名簿に記載されている技術職員であり、契約人と直接的かつ恒常的な雇用のある者から選任してください。

第1項に規定する現場代理人及び専門技術者の氏名を通知する際には、当該者の経歴書と、開札日以前3か月以上の恒常的な雇用又は在籍を証する書類(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等)を添付してください。

オ 第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）関係

（ア）第1項に規定する調査等について、立会検査又は見本検査を必要とする工事材料は、次のとおりです。

名称（品名）	規格・品質	形状・寸法	単位	数量	性能
なし					

（イ）第2項に規定する監督員の立会いを要する工事は、次のとおりです。

☐ あり ☒ なし

（ウ）第3項に規定する見本又は工事写真等の記録を整備すべき調査又は工事の施工は、次のとおりです。

☐ あり ☒ なし

カ 第15条（支給材料及び貸与品）関係

第1項に規定する支給工事材料及び貸与建設機械器具は、次のとおりです。

区 分	品 名	品質	規格又は性能	単位	数量	引渡場所	引渡時期
支給材料	なし						
貸与品	なし						

キ 第16条（工事用地の確保等）関係

（ア）事業の実施及び指定仮設に係る用地（第1条関係）の使用について、次を除き森林所有者、地権者の承諾を得ています。未承諾箇所の承諾が得られ次第通知します。

未承諾箇所	面積	特記事項
なし		

（イ）（ア）以外で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、受注者側で対応してください。

（ウ）借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、

借地期間内に返還を完了してください。

- (エ) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工してください。

ク 第18条（条件変更等）関係

第4項に規定する工事内容の変更は、原則として変更契約締結後に施工することになりますが、監督員の書面による指示により施工していただくことがあります。

なお、設計変更に伴い算出する請負額は、次式により算出します。

$$(\text{変更請負額(税抜)}) = (\text{設計変更額(税抜)}) \times (\text{請負額(税抜)}) / (\text{設計額(税抜)})$$

(万円未満切捨て)

ケ 第30条（不可抗力による損害）関係

- (ア) 第1項に規定する天災その他不可抗力によって損害を受けたときは、災害の原因となった気象条件その他の状況、災害時の出来高、工事目的物の出来高部分に関する損害額ならびに復旧費及び災害発生後の措置状況について、書面（写真貼付）をもって通知してください。

- (イ) 損害額の算定に当たっては、受注者の善良な管理者の注意業務を怠ったことに基づくもののほか、受注者の責に帰すべき工程の遅延により損害が生じたもの及び損害が拡大したと認められるものは対象としません。

- (ウ) 第4項に規定する請負代金額とは、損害額を負担する時点における請負代金額をいいます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html>

コ 第45条（契約不適合責任）関係

- (ア) 緑化工について、しゅん工検査時に植物の生育判定が実施できないときは、「契約不適合責任」扱いとして検査後の適正な時期に生育判定を行うこととします。その際、植物の生育が不良であった場合は、追播等の手直しを行ってください。

- (イ) 枯損木の取扱いについて

共通仕様書 第8章 第2節 植栽の記載内容のとおりです。

サ 第58条（火災保険等）関係

第1項に規定する火災保険その他の保険の付保条件は、次のとおりです。

☐ あり ☒ なし

(6) 安全対策関係

ア 安全管理

- (ア) 積雪期間中に、雪崩及び雪庇による労働災害発生の恐れのある山間地、斜面下等の場所で施工する現場で次に該当する場合には「雪崩等による事故防止対策（平成8年12月長野県林務部制定）」によってください。ただし、積雪期間中に工事を中止する工事は除きます。

- α 工事現場に事務所、寄宿舍等の建設物を設け、積雪期間中に施工する工事
- β 工事現場には作業所、休憩所等必要最小限の建設物を設けるのみで、原則として労働者が現場に通勤する工事

(イ) 設計積上げ計上対象の安全対策に必要なとなる設備等の費用については、下記のとおり技術管理費に計上しています。

設備名称	設置場所	設置数	施工時間	備考
なし				

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とします。

(ウ) チェーンソーを用いた伐木等の作業がある場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和２年１月３１日付け基発０１３１第１号厚生労働省労働基準局長通知）」によってください。

重要なため、必ず掲載内容を確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html

(エ) 本施工地内にある所蛇川は、土石流による労働災害防止のためのガイドライン（平成１０年３月２３日付け労働省労働基準局長通達）第二にいう土石流危険河川に該当しております。降雨後等の通行においては、十分に注意してください。

(オ) 労働者の安全確保・健康確保のための対策

高年齢労働者等の労働災害防止（令和２年３月１６日付け基安安発０３１６第１号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/newpage_00007.html

荷役作業の安全確保（令和３年１月８日付け基安安発０１１８第２号）

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/001216786.pdf>

(カ) 熱中症

夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」について、施工計画書に明示し、熱中症予防対策を講じてください。

職場における熱中症の予防

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

イ 公衆安全対策

(ア) 本工事における交通誘導警備員の現場条件及び数量は下記のとおりである。

種類	現場条件	配置員数 (人／日)	配置総数 (人)	備考
なし				

(イ) 架空線等上空施設一般

- α 業務現場における架空線等上空施設について、施業に先立ち、現地調査を実施し、

種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認してください。

- b 伐採作業等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行ってください。

実施内容については施工計画書に記載してください。

- (a) 架空線上空施設への防護カバーの設置。
- (b) 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- (c) (a) の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求してください。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。

(7) 発生土・廃棄物関係

ア 分別解体等・再資源化等

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」によってください。具体的な対応は以下のとおりです。

受注代金額が500万円以上で、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材（伐根等は建築資材ではないため含まない）、アスファルト・コンクリート）を用いた土木工作物等に係わる解体工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等については下記によってください。

なお、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議してください。

- (ア) 落札候補者は、契約締結前に「分別解体等の計画等」を添付した「説明書」を作成し、発注者に対し事前説明してください。
- (イ) 受注者には「通知書」の写しをお渡しします。
- (ウ) 下請がある場合には、下請業者（建設業以外の産業廃棄物処理業者及び交通整理員等は含まない）に対し「通知書」の写しを添付して告知する。なお、「告知書」の写しは提出不要とします。
- (エ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「再資源化等報告書」にて必要事項を報告してください。

イ 再生資源利用（促進）計画書（実施書）の作成について

- (ア) 再生資源利用（促進）計画書（実施書）の作成が必要な工事は、国土交通省令に定める一定規模以上の工事とし、下表のとおりです。

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成する。	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成する。
1 土砂・・・・・・・・・・ 500m ³ 以上	1 土砂・・・・・・・・・・ 500m ³ 以上
2 碎石・・・・・・・・・・ 500t 以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・ 200t 以上	アスファルト・コンクリート塊
	合計 200t 以上

	建設発生木材
--	--------

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壌汚染対策法等の手续確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録してください。

（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）

受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求めてください。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①～④の場合をのぞき、最終搬出先まで確認を行ってください。

（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- ④ 土砂処分場（盛土利用等し、再搬出しないもの）

対象工事については、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」・「確認結果票」を施工計画書に含めて提出し、その実績を「実施書」としてしゅん工書類とともに提出してください。（コブリス・プラスで作成した場合は、実施書の提出は不要）

（イ）様式については原則としてコブリス・プラスを利用し作成してください。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）※²（EXCELの場合施工計画書に含めて提出）」によることも可能とします。

※¹（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス。[<http://www.recycle.jacic.or.jp/>]

※²国土交通省ホームページからダウンロード

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

ウ 発生土・特定建設資材・産業廃棄物

☒あり ☐なし

本工事における建設発生土、特定建設資材及び産業廃棄物の処理については、下表のとおりです。

（ア）建設発生土

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
なし			

（イ）特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別	処分条件	処分場名（参考）
アスファルトコンクリート塊	再利用	なし
セメントコンクリート 無筋 C o	再利用	なし

ト塊	鉄筋Ｃｏ	再利用	なし
	二次製品	再利用	なし
建設資材木材			なし

※処分場名及び金抜設計書の運搬距離は積算上、参考明示するものであり、指定するものではありません。

(ウ) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分場名（参考）
木くず(抜根・伐採材)	再利用	蓼科高原農場有限会社飯田工場
汚泥		
その他（金属くず他）		

※処分場名及び金抜設計書の運搬距離は積算上、参考明示するものであり、指定するものではありません。

- (エ) 残土処理については、しゅん工書類に、作業状況の写真に加えて、処理量がわかる資料（作業前後において幅・長さ・高さのわかる写真、数箇所にあたる場合は一覧表と運搬を委託した場合の委託業者からの伝票）を添付してください。

エ 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分

- (ア) 発注者から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となり、排出事業者として元請業者が建設廃棄物の処理責任を負います。
- (イ) 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と必ず書面による建設廃棄物処理委託契約（環境省作成または建設六団体副産物対策協議会作成様式）を締結してください。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付してください。
- (ウ) 処理委託する際は、収集運搬業者と処分業者それぞれと産業廃棄物の処理に係る委託契約書を書面により締結してください。
- (エ) 委託先の産業廃棄物処理業の許可証を確認し、委託契約書に許可証の写しを添付してください。また、委託する産業廃棄物の種類等が収集・運搬又は処分の許可証の記載内容と一致していることを確認し、処理方法及び許可の有効年月日も併せて確認するとともに、収集運搬車両には、収集運搬を業とする許可証の写しが備えているかを確認してください。
- (オ) 下記事項について施工計画書に記載してください。

処理方法	1 再資源化 2 破碎処理 3 焼却処理 4 埋立処分場 5 その他 数量 構造 図面番号			
運搬委託先 (委託の場合)	業者名		許可番号	
	住所			
処分委託先	業者名		許可番号	

(業者)	住所	
その他	資源化の方法など	

添付書類：a 委託契約書に添付された許可書の写し

b 処分業者の所在地及び計画運搬ルート

(カ) マニフェストにより、適正に収集運搬、処分されているか確認するとともに、しゅん工検査までに監督員の確認を受け、しゅん工書類にマニフェストのA票、B2票、D票、E票の写し（D票、E票については、後日であっても差し支えない。）を提示してください。また、再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を添付してください。

(キ) D票がマニフェストを交付した日から90日以内、E票がマニフェストを交付した日から180日以内に送付されていない場合には、送付期限の日から30日以内に地域振興局環境課又は県環境部資源循環推進課に報告してください。

(8) 環境保全関係

ア 工事における使用機械

(ア) 建設機械

本工事で使用する重機、発動発電機等の建設機械については、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」に示す排出ガス対策型建設機械を原則として使用することとし、施工計画書にその旨を記載し、これにより難しい場合(技術証明によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、工事箇所周辺市町村のリース会社に当該機種種の在庫がない場合、販売店で当該機種種を調達するのに大幅な時間を要することを証する書類を提出した場合)は監督員と協議してください。

また、機械の使用状況を、写真・工事記録等に記録し、提出してください。

・排出ガス対策型建設機械対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

(イ) チェーンソー

伐開等においてチェーンソーを使用する場合には生分解性チェーンオイルを使用してください。

イ 希少野生動植物

(ア) 工事着手前に行う関係者への挨拶（市町村・自治会・地主・森林所有者など）の際に、現場及び現場周辺の貴重な動植物、また、その地区で保護育成している植物の有無に関する情報を聴取し、情報が得られた場合は、直ちに監督員に報告してください。

(イ) 工事着手前の現場確認や日常の現場管理において、現場及び現場周辺の植物を目視観察し、長野県希少野生動植物保護条例（平成15年3月24日条例第32号）に基づく指定希少野生植物（52種）が発見された場合は、直ちに監督員に報告し、発注者が確認するまでの間、損傷することの無いように管理してください。

（<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kisyoyasei/jorei/jorei-kisyosyu.html#siteisyu>）規制の対象となる動植物について参照

4 指導事項

(1) 業務の適正な施工の確保について

ア 下請契約について

下請契約（部分下請に限る）は、建設工事標準下請契約約款によって締結し、建設工事標準下請契約約款を使用できない理由があるときは、同約款に準拠したものにより契約内容を明確にするとともに、下請代金の決定、前払金を含む下請代金の支払等に不適正な条件を付さないようにし、不必要な重層下請を避けるように配慮してください。受注者の資本金(又は出資金の総額)と下請する業務内容によっては、下請代金支払遅延等防止法が適用されるので注意してください。

イ 下請負人の指導について

「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を準用しますので、同要領に規定される事項を遵守し、下請負人に対して必要な指導、助言その他の援助を行ってください。

ウ 下請負人への通知

下請負人には、下請負人通知書の写しと共に、以下の事項を記した書面を交付してください。

- ① 再下請負の制限
- ② 再下請負通知書の提出
- ③ 再下請負業者に対する通知
- ④ 当工事の概要

(2) 労働福祉の改善等について

労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等、労働福祉の改善に努めてください。

(3) 各種退職金共済制度について

ア 受注者は、各種退職金共済制度（中退共・建退共・林退共：以下制度）のいずれかに加入するとともに、その制度の対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付してください。

イ 契約額800万円以上の工事を受注した受注者は、制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（建退共制度に加入で電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を工事請負契約締結後原則40日以内）に提出してください。なお、期間内に収納書を提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめその理由及び提出予定年月日を書面により申出てください。

ウ 契約額800万円未満の工事であっても、必要があると認めたときは、証紙購入状況を把握するため収納書の提出を求めることがあります。

エ 下請契約を締結する場合は、下請負人に対して、この制度の趣旨を説明し、証紙の現物交付をするかあるいは、掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の制度加入ならびに証紙の購入及び貼付を促進してください。

オ 請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、収納書を工事完成時まで提出してください。

カ 受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提示してください。

（４）資材納入業者との契約について

契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引の確保に努めてください。

（５）ダンプトラック等による過積載等の防止について

ダンプトラック等の過積載防止対策については下記を遵守し、下請契約における受注者を指導してください。また、具体的な対策を施工計画書に記載し、実施した対策については、点検記録等を整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示してください。

ア 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないでください。

ウ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。

エ さし柙装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。並びに工事現場に出入りすることのないようにしてください。

オ 過積載車両、さし柙装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしてください。

カ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柙装着車、不表示車等を

土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じてください。

キ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

ク 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除してください。

ケ 以上のことにつき、下請負人を指導してください。

（6）不正軽油撲滅対策について

ア 軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用してください。

イ 県庁税務課及び各県税事務所が行う燃料の抜き取り調査等に協力してください。

5 技術事項

（1）材料

ア 工事で使用する材料の承認

工事で使用する材料は「材料承認願い」を提出して監督員の承諾を得てください。

イ 規格及び品質

使用材料のうち下表に示すものについては、指定されたものを使用することとし、これにより難い場合は監督員と協議してください。

材料の名称	使用の有無	品質・規格・寸法	産地	使用工種	摘要
（植栽工施工地等） 標識	☐ あり ☒ なし	工事費内訳書に示すとおり		植栽工	様式は下記のとおり 令和〇年度 〇〇事業 第〇号工事 植栽工（樹種名） 〇. 〇〇ha 〇〇市（郡）町村 字 〇〇 長野県 林務部
植栽木 （ヤマザクラ・ヤマモミジ）	☐ あり ☒ なし	苗木（H=90mm 径=80mm）	長野県内	植栽工	
獣害防除資材等	☐ あり ☒ なし	生分解性材料を使用すること		獣害防除	

ウ 検査又は試験

材料に係る監督員の行う検査又は品質管理規準の規定のほかに受注者が行う試験は下記のとおりです。

項 目	内 容	摘 要	区 分	
			検 査	試 験
なし				

エ 工事に使用する苗木

苗木については県内産苗木を優先的に使用してください。また、苗木の生産地や生産者の確認を行うため、苗木生産者等が発行する「生産事業者表示票」を材料納入伝票と同様に整理保管し、監督員に提示してください。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議してください。（県内産苗木とは、県内において育苗されたもの又は植栽直前までの一定期間を県内において養生した苗木です）

オ 工事に使用する木材

木材利用を積極的に進め、使用に当たっては原則として、長野県産木材を使用してください。また、しゅん工書類には長野県県産間伐材供給センター協議会から発行される県産土木用材産地証明書等を添付してください。証明書の発行は、次の地区協議会が行っています。

東信地区協議会 小諸市甲鞍掛 4747（東信木材センター協同組合連合会内）

南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山 5 8 9 2 - 1

（長野県森林組合連合会 南信木材センター内）

中信地区協議会 安曇野市三郷温 4000

（長野県森林組合連合会 中信木材センター）

北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配 3 4 2 - 1

（長野県森林組合連合会 北信木材センター内）

上記協議会以外の証明書を使用したい場合は監督員と協議してください。

また、供給困難等の理由により、県産材を使用できない場合は別途協議をお願いします。

カ 建設資材の県内産優先使用

受注者は、本工事に使用する材料について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するよう努めてください。

受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力県内の取扱い業者から購入してください。

受注者は、本工事に県外産資材を使用する場合は、主要材料について、その資材名及び県内産資材を使用しない理由などを（別紙Ⅰ）「県外産資材使用報告書」に記入し、監督員に提出してください。別紙Ⅰ掲載のHPアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

キ 信州リサイクル認定製品の利用促進

工事材料として、信州リサイクル認定製品を積極的に利用してください。なお、利用に当たっては、事前に監督員と協議してください。契約後、信州リサイクル認定商品を使用する場合は、年度末に利用状況を取りまとめる必要があるため、しゅん工時に、（別紙２）「信州リサイクル製品利用状況報告（製品別・工事別内訳）」を提出してください。

信州リサイクル製品認定制度のＨＰアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

別紙２掲載のＨＰアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

（２）段階・出来形確認

下表により監督員による確認を行いますので、監督員と協議をしてください。

工 種		確認時期
種 別	細 別	
なし		

（３）提出書類

提出書類の基準は、次のアドレスに別掲しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

掲載内容以外に提出していただく書類、提出時期等は下表のとおりです。

提出書類

提出（提示）書類	提出（提示） 時期	摘 要
①下請業者を含めた全員分に係る次の書類の加入状況を提示 ・労災保険（労災保険関係成立届、保険料申告書及び特別加入申告書等） ・雇用保険（雇用保険被保険者通知書（事業主通知用））	施工計画協議時及びしゅん工検査時に提示	施工計画協議時の確認者は監督員 しゅん工検査時は検査員

（４）電子納品

電子納品にあたっては、「林務部における電子納品に係る実施要領」により実施してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

(5) その他

- ・工事説明看板は、地域振興局名及び施工業者名と合わせて、林務課担当係名と地域振興局代表電話番号[0265-23-1111]及び施工業者の電話番号を記入してください。
- ・施工計画書3 現場組織表に、下請事業者も含めた現場に入場する作業員名簿を添付してください。作業員名簿には、作業員ごとに取得している作業に必要な教育・資格・免許（伐木等（危険木）特別教育等）を記入してください。
- ・地震や集中豪雨による被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するように努めてください。

【表－1】

資材価格等について

本工事に係る工事費の積算に当たっては、長野県林務部の「令和８年度林業土木事業設計単価表」や積算資料**電子版**（財団法人経済調査会）及び**Web**建設物価（財団法人建設物価調査会）に設定されている単価より予定価格を算出しています。なお、「令和８年度林業土木事業設計単価表」は合同庁舎行政情報コーナー（県庁行政情報センター）や県立図書館において閲覧できます。

なお、使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

歩掛関係について

ア 森林整備に係る工種については、治山事業（森林整備）設計標準歩掛により積算しています。

中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応について

- １．ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
- ２．調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

調達検討資材（記載例）

資材名	規格	設計数量	単価適用年月日	単価適用地区
なし				

- ３．受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。